

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和4年8月1日(月) 14:40～15:45

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部長、井上部会長代理、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 部会長及び部会長代理の選出について
- 3 会議の公開について
- 4 資料説明
- 5 金額審議
- 6 その他
- 7 閉 会

議事

○賃金室長

各専門部会委員の皆様には、本審に引き続いての御審議となりますが、よろしくお願
いいたします。

それでは、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。
本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、
事務局で議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に

定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議には、傍聴者がおられます。傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議事項番2の「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、「部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ことになっておりますが、これまでの慣例に従いまして、公益委員の皆様に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございます。それでは、公益委員の皆様で、部会長及び部会長代理の選任について御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(公益委員で協議)

○森本委員

それでは協議の結果を御報告いたします。公益委員で協議しました結果、部会長は私森本が、部会長代理は井上委員となりました。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは本年度の愛媛県最低賃金専門部会の部会長は森本委員、部会長代理は井上委員と決定いたしましたので、以後の議事の進行を森本部会長にお願いいたします。

○森本部会長

愛媛県最低賃金専門部会の部会長を務めさせていただきます森本でございます。各委員の皆様には、それぞれの立場から、非常に難しい御判断をしていただかなければならないこともございますが、円滑に審議が進められますよう、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

議事項番3「会議の公開について」に入ります。これまで愛媛地方最低賃金専門部会の金額審議においては、全面公開となると率直な意見交換がしづらくなるなど、審議に支障が出るという御意見を各側委員から頂戴しているところでございます。

具体的な金額審議を行う場合は、公開しないというやり方でこれまで来ております。会議の公開に関しましては、6月30日第1回本審におきまして、事務局から紹介のあ

りました全労連四国地区協議会からの、「審議会の運営規定を順守し、非公開とする理由に対し、公開に向けた具体的な対策を検討するとともに、現時点での対策案をお聞かせください。」という要請と、JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会からの、「中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会まで拡充すること。」という要請がなされており、この対応は、専門部会で検討することとなります。

審議の公開について、委員の皆様、何か御意見などございませんでしょうか。

(意見等なし)

○森本部長

それでは、公益委員としまして、私から意見を申し上げます。

先ほど申し上げました、各労働者団体の要請にもありましたように、審議会は原則公開であることは、愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条にも記載があり、これを前提として部会も運営していくべきなのですが、最低賃金額の審議は、「事業所の経営データに関する話」、「個人の労働者の待遇にかかわる話」など個々の企業や労働者に係る具体的な情報を示しながらの審議となります。「これは企業経営上の重要な情報だから出せません。」ということになりますと、核心を突いた意見を出すことが難しく、円滑な部会の運営の妨げにもなると考えます。

よって、専門部会での具体的な金額審議については、非公開としたほうがよいのではないかと考えます。

委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

○白石委員

非公開とすることに異議はございません。

○八塚委員

非公開としていただいたほうがいいのかと思います。

○森本部長

ありがとうございます。それでは、「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程第6条」及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、専門部会での金額審議については非公開にすることといたします。

また、合意等により最低賃金審議会令第6条第5項を適用するに至りました場合、答申部分については金額審議に該当しませんので、希望があれば公開することといたします。

す。

本日の専門部会は公開としておりますが、具体的な金額審議に入った段階で、傍聴者の皆様には御退席をお願いすることになります。

なお、次回以降の専門部会は、具体的な金額審議の場となりますので、非公開とさせていただきます。

続きまして、議事項番 4「資料説明」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

3種類の資料を御用意しております。まず1つ目が「専門部会資料」になります。別冊として2つ目が「資料集」、3つ目が「令和4年最低賃金に関する基礎調査の概要」となります。

まず、「専門部会資料」ですが、専門部会委員名簿、中央最低賃金審議会の目安小委員会資料、愛媛の工業・商業統計、経済指標となります。

中央最低賃金審議会の資料は、「全国統計資料」、「都道府県統計資料」、「業務統計資料」の大きく3つあります。

7ページからの全国統計資料は、主要指標の推移のほか、全国データやランク別データを都道府県データと比較する際にご利用ください。

37ページからは、都道府県統計資料となります。

39ページをご覧ください。ランク別に都道府県の有効求人倍率の推移が示されております。愛媛県の数値は10ページにある全国の数値より若干高めに推移しております。愛媛県はDランクの平均より低くなっていますが、四国では香川県に次いで高くなっております。

40ページには失業率が示されております。平成27年以降、愛媛県は四国で一番低い失業率を維持しており、直近の令和4年1月から3月の失業率も同様となっております。

このほか、51ページ以降に業務統計資料として、昨年度の全国の審議・決定状況、目安と改定額との関係の推移、全国の最低賃金格差を示した「最高額と最低額の格差の推移」などがございますので、後ほどご確認ください。

61ページからは、令和4年賃金改定状況調査結果が掲載されております。66ページから67ページにかけて賃金上昇率を載せた第4表がございます。67ページの上段のDランクの産業計を御覧ください。昨年1時間当たり賃金額の産業計が1,202円から1,225円となっており、引上げ率は1.9%と昨年の0.3%から大幅に上昇しております。同じ表の業種別を見ますと、調査対象となっている業種全てについて上昇しており、中でも医療、福祉業が3.1%と最も高い上昇率を示しております。

67ページは、一般とパートに分けてみるができます。下の欄のパートでも、Dランクを御覧いただきますと、昨年の974円から989円に上がっており、賃金上昇率は1.5%となっております。昨年のマイナス0.2%から1.7ポイント上昇しています。

79 ページから、賃金構造基本統計調査結果をもとにした賃金分布に関する資料があります。ここでは、Dランクのみ抜粋しております。データは昨年最低賃金改定前の状況になっております。89 ページからは、短時間労働者の賃金分布になります。

最後に、141 ページをご覧ください。愛媛の工業統計を載せております。

工業統計調査は、2020 年をもって中止となり、2022 年以降は、「経済構造実態調査」に包摂されておりますので、最新データは、昨年にお示した資料と同じ、2020 年の調査結果となっております。

142 ページには商業統計を載せておりますが、最新の統計数値は平成 28 年経済センサス活動調査のデータとなっており、昨年にお示した資料と同じとなっております。

143 ページには愛媛の経済指標を載せております。

生産・公共工事・住宅着工の分野では、新設住宅着工数、建築着工面積が前年比プラスを示しております。

消費・観光・物価の分野では、コンビニエンスストア商品販売額の販売額が前年より増加しているほかは、前年比で減少を示しています。道後温泉旅館宿泊客の減少幅が、昨年同様大きくなっております。また、乗用車の新規登録台数の減少も大きくなっております。

雇用・企業倒産の分野では、有効求人倍率は減少しておりますが、新規求人数、新規求職者数は増加しております。企業倒産件数、同負債額は増加しております。

144 ページの金融・貿易の分野では、銀行預金残高、銀行貸出金残高、貿易輸出額、輸入額はともに前年より増加しております。

次に、別冊の「資料集」を説明いたします。

この資料集の目次を見ていただければと思いますが、「1 愛媛県最低賃金の推移について」、「2 全国の最低賃金額について」、「3 愛媛の賃金実勢について」、「4 労働者の生計費について」、「5 類似の労働者の賃金について」、「6 生活保護と最低賃金について」、「7 求人倍率について」の資料を付けさせていただいております。

1 ページ目の資料 1、5 ページ目の資料 3、9 ページ目の資料 5 は、同じ資料を第 1 回本審の資料としてもお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。また、7 ページ目の資料 4 についても、今回の資料よりも詳しく記載したものを第 1 回本審の資料としてお配りしておりますので、こちらも説明を省略させていただきます。

3 ページ目は、愛媛県最低賃金の令和 3 年までの年次別推移を採決状況まで掲載しております。4 ページ目は未満率及び影響率のイメージ図を参考までに掲載しております。

11 ページから 15 ページは、令和 3 年の賃金構造基本統計調査結果をまとめたものです。

11 ページの資料 6 は、男女別の月額賃金の推移、13 ページの資料 7、15 ページの資料 8 は、年齢別、規模別の月額賃金を男女別にグラフにしたものです。

17 ページからの資料 9 のうち、17 ページは松山市の標準生計費、18 ページは、2020

年を 100 とした消費者物価指数について、2017 年からの数値を記載しております。19 ページの資料 10 は、愛媛県の短時間労働者の産業別の 1 時間単価グラフになり、最賃額との差額がわかるようになっております。

21 ページの資料 11 は、愛媛県の初任給の状況を示しております。令和 2 年以降は、通勤手当等の手当を含んだ額となっているため、金額が上がっております。

23 ページの資料 12 は、毎年お配りしております生活保護制度についての説明です。

25 ページの資料 13 は、令和 2 年の愛媛県最低賃金 793 円と、生活保護との比較を計算したものです。

25 ページの下欄に注意書きしておりますが、生活保護のデータは、令和 2 年度の 18 歳から 19 歳の単身者に適用されるものを使用しておりますが、そのうち、住宅扶助費は令和元年被保護調査年次調査の実績値を用いております。

級地別人口は、令和 2 年の国勢調査結果により 26 ページのとおり集計しております。

これらをもとに生活保護を計算したところ、約 95,092 円となり、令和 2 年最低賃金額 793 円で計算した月額 112,602 円とでは、約 17,510 円、最低賃金額の方が高くなり、1 時間当たりで換算した、生活保護と比較した必要最低賃金額はマイナス 124 円となることから、「愛媛県最低賃金額が生活保護を上回る」という結果となりました。

27 ページの資料 14 は、愛媛労働局発表の有効求人倍率を、地域別にまとめたものです。平成 22 年から増加していましたが、令和 2 年は急激に下降し、令和 3 年はさらに減少しています。

次に、別冊資料の「令和 4 年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。

1 ページの項目 1 の「趣旨」に記載されている通り、最低賃金基礎調査は、愛媛県最低賃金の改正決定に資するため、愛媛労働局において、県内の民間企業の賃金実態を毎年調査しているものです。

項目 2 の「調査の対象事業所」は、平成 28 年経済センサスのデータを基本とし、おおむね 1 年に 1 度、行政情報などをもとに情報を更新した事業所一覧を「母集団」として使用し、製造業と第三次産業を中心に、主に小規模事業場を対象として実施しております。

そして、項目 4 の「調査の内容」にありますように、調査は、令和 4 年 6 月 1 日現在雇用している労働者について、当該労働者が 6 月の所定労働日をすべて勤務した場合に支払われる基本給と、割増賃金を除く手当、労働日数、1 日の労働時間数のほか、労働者の属性について回答を求め、1 時間当たりの賃金額の分布を集計しております。

項目 5 の「調査の集計」にありますように、平成 30 年度までは、中央最低賃金審議会での検討資料とするための「賃金改定調査」で得られたデータも含めておりましたが、令和元年度から、賃金改定状況調査を本省で行うこととなり、改定調査のデータを活用しないこととなりました。

本年は 2,088 事業所に対し調査を行い、特定最低賃金が適される事業場を除き 1,542

事業所を地域別最低賃金対象としました。地域別最低賃金対象の集計事業所数は、659 事業場数、集計労働者数は 5,226 名となっております。

2 ページ以降に調査結果を添付しておりますが、2 ページ目は「特性値の推移」、「第 1・20 分位数と最低賃金額との差」、「未満率と影響率の推移」をお示ししております。

(1)「特性値の推移」のグラフの下に表示をしております、特性値データについて説明いたします。「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者の賃金額を順に並べて真ん中に位置する賃金額になります。「第 1・4 分位数」は低いほうから 25%に位置する賃金額で 25%値とも言います。「第 1・10 分位数」は低いほうから 10%に位置する賃金額で、10%値とも言います。同様に「第 1・20 分位数」は低いほうから 5%に位置する賃金額で、5%値とも言います。

グラフをご覧ください。過去 5 年間の特性値の推移を「折れ線グラフ」で示しております。中位数は、昨年に引き続き上昇しており、令和 4 年は 1,110 円となっております。第 1・4 分位数は令和 2 年から上昇傾向にあり、令和 4 年は 905 円となっております。第 1・10 分位数と第 1・20 分位数も上昇を続けており、令和 4 年は過去 5 年で最高の上昇率となりました。第 1・20 分位数は、最低賃金改正にあたって重視される数値ですが、近年は、改正後に最低賃金を下回る状況が続いております。また、中位数と第 1・20 分位数の差が、令和 2 年は 210 円まで縮まっていたましたが、令和 4 年は 285 円と開きが大きくなっております。

(3)「未満率と影響率の推移」をご覧ください。影響率は上昇傾向にあり、令和 2 年は 6.5%と下がりましたが、令和 3 年は、引上額が 28 円となったことも影響し、12.8%と大幅な上昇に転じました。

未満率は、令和元年に 2.2%と高めに振れましたが、令和 4 年は、昨年と同じ 1.3%となり、過去 5 年の平均値よりやや低めとなっております。

資料の 3 ページ以降に、総括表がございます。

総括表は「規模別」と「男女別」をまとめたものと「年齢別」でまとめたものの 2 種類が、それぞれ 3 ページずつございます。時間当たり所定内賃金額を 811 円から 871 円までは 1 円刻みとし、復元された母集団の 180,581 人の労働者の分布を、金額の低い階層から累積労働者数として表示しております。また、累積労働者数の下には括弧書きで累積割合を % 数値で示しております。

総括表のそれぞれ 5 ページと 8 ページになりますが、表の最下欄に、月平均賃金額や時間当たり平均賃金額とともに特性値の金額が表示されています。

各特性値にはそれぞれ色付けをしておりますして、各列の該当する位置に同じ色付けをしております。また、愛媛県最低賃金額のところに赤でアンダーラインを施しておりますので、この表をご覧ください際の参考としてください。

愛媛県最低賃金額 821 円の一つ上の段の 820 円の欄までが、最低賃金未満の労働者数

とその割合となっており、未満労働者の割合は全体の合計欄を見ると 1.3%となっております。

ただし、これは例年のことですが、調査の際に確認しましたところ、賃金が月給制の場合、1年の総労働時間を12か月で割って算出される「1月平均所定労働時間」で計算した場合、最低賃金821円を上回っている者も含まれております。この基礎調査は、6月の単月の労働日数で計算した金額となっておりますので、最低賃金を上回っている者には、基礎調査結果では最低賃金未満になってしまう者もおります。

その他に、愛媛労働局長から最低賃金減額特例許可を受け、最低賃金未満で賃金が支払われている者も含まれております。

また、確認できた範囲ですが、最低賃金未満で支払っている理由としては、「最低賃金額を間違えて認識していた」、「月額者で最低賃金額との比較の際に除外すべき賃金を除外せずに計算していた」、「予算の関係」、「会社の売上の関係」、「労働者の能力に応じた賃金と考えている」などがありました。

第1・20分位数に注目してみますと、3ページの性別では女性が最低賃金に張り付いております。6ページの年齢別総括表の第1・20分位数を見ると、65歳以上が最低賃金に張り付いているのが分かります。

最後の9ページに最低賃金基礎調査の結果をもとに作成した「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。

この表では、総括表と異なり影響率が小数点以下2桁で表示されております。また、ここでは「未満労働者数」を、引上げ額によって影響を受ける労働者数として「引上げ後時間額」に対応して表示させております。

例えば、最低賃金額を10円引き上げ831円としたとすると、影響率は7.08%となり、12,784人の労働者が最低賃金未満となることを表しています。

以上、本年の最低賃金基礎調査結果の概要となります。

資料の説明は以上となります。

○森本部長

ありがとうございました。

事務局の説明について、何か御質問等がありますか。

○八塚委員

最低賃金未満で支払われている理由について、いくつかお聞きしましたが、労働者の能力の問題というのもありましたが、どういう意味なのでしょう。能力がないから最低賃金未満でも構わないという意味でしょうか。

○賃金室長

労働者に能力がないから最低賃金未満でも構わないと誤解されて、最低賃金未満になっている労働者も一部ありました。

○八塚委員

つまり法令違反ということですか。

○賃金室長

そのとおりです。

○八塚委員

法令違反とはならない何らかの類型があるということでしょうか。

○賃金室長

先ほども説明しましたように、最低賃金未満の労働者の中には、「減額の特例制度」により、実作業より手待ち時間が長い労働密度が低い業務であるとか、障害により労働能力の低い者等について、愛媛労働局長の許可を受け、最低賃金を減額している労働者も含まれており、その場合は適法になります。

それと、最低賃金額を計算するのに、賃金が月給制の場合、1年間における1月平均所定労働時間で除して時間額を計算する場合がありますが、基礎調査は6月単月の調査で、6月は比較的休みが少ない月ですので所定労働時間が多くなり、その時間で時間額を計算するため、最低賃金以上支払っていても最低賃金未満となる例もあります。

そういった法違反とならない者を含めて、1.3%という未満率が出ているということです。ただし、法令違反となっている者も、1.3%の中はかなり含まれているのも事実です。

○労働基準部長

八塚委員の御質問に端的にお答えしますと、能力が低いからといって、最低賃金を下回るのは法違反です。我々労働局の許可を受けた場合は、法違反とならないということになります。

○八塚委員

ありがとうございました。

○森本部長

他にございませんか。

(質問等なし)

○森本部長

それでは、先に進めます。

ただいまの事務局からの説明のうち、最低賃金と生活保護水準との関係についてですが、最低賃金法第9条第3項及び平成29年の全員協議会報告の3(2)で示された考え方に基づき、最新の令和2年度データにより比較したところ、令和2年10月3日発効の愛媛県最低賃金時間額793円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないということについて、例年どおり、専門部会の報告書に盛り込むこととしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森本部長

それでは、専門部会の報告書に盛り込むこととさせていただきます。

議事を進めます。それでは次に、議事項番5「金額審議」に入ります。

傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下非公開)